

第3章 これまでのヒートアイランド対策

3.1 大阪府のヒートアイランド対策

大阪府では、ヒートアイランド対策推進計画で設定した優先対策地域を中心に、熱環境マップを作成し、地域の熱環境に応じた対策をガイドラインとして取りまとめました。

その後、ガイドラインに沿った対策を誘導するため、熱負荷の高い4地域において民間事業者を対象にしたモデル事業を実施するとともに、国の補助事業を活用して大阪中心部において民間事業者によるヒートアイランド対策の集中的な取組みを促進してきました。

また、大阪府が中心となって、産学官民が連携・協力するための仕組みである「大阪ヒートアイランド対策技術コンソーシアム（大阪HITEC）」を設立し、ヒートアイランド対策技術の開発・普及や効果的・効率的な対策の推進に取り組むとともに、対策技術の評価・認証などを行ってきました。

ヒートアイランド対策に関する施策については、大阪府温暖化の防止等に関する条例に基づき、大規模な事業場からの人工排熱の低減や新增築される建築物の省エネルギー化を推進してきました。また、既存建築物の省エネ改修を行なうため、民間の資金やノウハウを有効活用したESCO事業による省エネルギー化を推進するとともに、交通需要マネジメントによる走行量抑制やエコカーの導入等により人工排熱の低減に取り組んできました。また、歩道部の透水性等の舗装整備や屋上緑化、府有施設の太陽光パネルの導入等、建物・地表面の高温化抑制を実施してきました。さらに、府道への街路樹の設置等、公共空間の緑化、大阪府自然環境保全条例に基づく建築物の敷地等における緑化の義務付けやみどりの基金を活用した民間施設の緑化に対する支援など、市街地緑化を促進するとともに、公立小学校の運動場の芝生化や、実施校への維持管理のサポート等、みどりの持つ冷却作用の利活用に取り組んできました。

その他、建物・街区レベルの熱負荷計算ソフトを環境省と共同で開発し、ホームページ等で事業者等に提供することにより、対策の誘導を図ってきました。また、本熱負荷計算ソフトをベースにして、府域の熱負荷、気温、対策効果を算出するシステムを環境省と共同で開発しました。

このように、大阪府は、ヒートアイランド現象を緩和し、都市全体の気温を低下させるための対策が促進されるよう、ガイドラインの作成や推進体制の整備、対策技術の普及、対策支援ツールの開発などを中心に取り組んできました。

3.2 大阪市のヒートアイランド対策

大阪市では、平成23年に改訂された「大阪市ヒートアイランド対策推進計画」に基づき、人工排熱の低減、放熱の抑制、緑化の推進、水の活用といった熱収支の改善に加えて、風の利活用、市民・事業者等との協働を対策の基本的考え方とし、中長期的に推進してきました。

ヒートアイランド対策の中には、地球温暖化対策、都市の緑化や景観の改善、快適環境の創造施策等において既に推進されているものも多いことから、これらに関連する計画等と整合を図りつつ、ヒートアイランド現象の緩和に寄与する制度を積極的に活用推進してきました。

また、ヒートアイランド対策に関する施策については、個々の建物や敷地、道路や駐車場を対象とした街区レベルの取組みと地区・都市レベルといった広い範囲を対象とした取組みに大別されます。建築物における省エネルギー・省CO₂化機器の導入や緑化、道路における保水性舗装など、街区レベルの取組みは比較的短期間での実施が可能なものが多く、また、効果も感じられやすいですが、一方で、地区・都市レベルでの取組みは、効果を発揮するまで長い期間を要します。このため、まず、街区レベルでの取組みを積み重ね、身近な生活空間における快適性を向上させていくとともに、地域熱供給システムの推進や風に配慮したまちづくりなど、地区・都市レベルの取組みを長期的に推進し、全市的にヒートアイランド現象の緩和を図ってきました。市有施設においては ESCO 事業による省エネルギー化や太陽光発電の導入等を推進してきました。

また、平成 17 年度から市内の小学校等においてモニタリング調査を実施し、地域特性の把握に努めてきました。